

## 個別所得の金額の計算に関する明細書

		連 結 事 業 年 度	・	・	法 人 名 ( )
区 分		総 額	処 分		
			留 保	社 外 流 出	
		①	②	③	
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	円	配 当	円
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	2			そ の 他	
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	3			そ の 他	
	4				
	5				
小 計	6				
減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	7				
外 国 子 会 社 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別 表 八(二)「26」)	8			※	
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	9			※	
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	10			※	
	11				
小 計	12			外 ※	
仮 計 (1)+(6)-(12)	13			外 ※	
損 金 経 理 を し た 法 人 税 及 び 地 方 人 税 (附 帯 税 を 除 く。)	14				
損 金 経 理 を し た 連 結 法 人 税 個 別 帳 属 額 及 び 連 結 地 方 人 税 個 別 帳 属 額	15				
損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。) の 負 担 額	16			そ の 他	
損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 及 び 市 镇 村 民 税	17				
損 金 経 理 を し た 納 稅 充 当 金	18				
損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。) 及 び 延 潟 金 (延 納 分 を 除 く。) 及 び 過 意 税	19			そ の 他	
小 計	20				
収 益 と し て 経 理 し た 連 結 法 人 税 個 別 帳 属 額 及 び 連 結 地 方 人 税 個 別 帳 属 額	21				
収 益 と し て 経 理 し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。) の 受 取 額	22			※	
納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	23				
法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 誤 納 に 係 る 還 付 金 額	24				
所 得 税 額 等 及 び 連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し に 由 る 還 付 金 額 等	25			※	
小 計	26			外 ※	
仮 計 (13)+(20)-(26)	27			外 ※	
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帳 属 額 (別 表 八(二)付 表「11」)	28	△		※	△
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額 の 個 別 帳 属 額 (別 表 十 五 の 二「22」又 は 「23」)	29			そ の 他	
仮 計 ((27)から(29)までの計)	30			外 ※	
関 連 者 等 に 係 る 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 の 個 別 帳 属 額 (別 表 十 七 の 二(二)「30」)	31			そ の 他	
連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帳 属 額 (別 表 十 七 の 二(三)付 表一「8の計」)	32	△		※	△
仮 計 (30)から(32)までの計)	33			外 ※	
被 合 併 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額	34	△		※	△
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 の 個 別 帳 属 額 (別 表 四 の 二「36」)	35			そ の 他	
海 勘 の 認 定 法 人 又 は 国 家 戰 略 特 別 区 域 に お け る 指 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帳 属 額 (別 表 七 の 二(一)「7」又 は 「12」又 は (別 表 七 の 二(二)「8」の う ち 繰 収 さ れ る 金 額))	36	△		※	△
法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 の 個 別 帳 属 額 (別 表 六 の 二(一)「22」)	37			そ の 他	
税 額 控 除 の 対 象 と な る 個 別 外 国 法 人 税 の 額 (別 表 六 の 二(二)「7」)	38			そ の 他	
分 期 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帳 属 額 及 び 外 国 關 係 会 社 等 に 係 る 個 別 捨 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別 表 六 の 二(二)「24」+別 表 七 の 二(三)「9」)	39			そ の 他	
連 結 組 合 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 連 結 組 合 等 損 失 超 過 合 計 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 九 の 二(一)「10」)	40			そ の 他	
對 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に 由 る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別 表 十 (四)「20」、「21」又 は 「23」)	41			※	
仮 計 (33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)	42			外 ※	
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別 表 九 の 一「13」)	43				
連 結 中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に 由 る 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帳 属 額 (別 表 七 の 二付 表三「12」)	44			※	
非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 產 の 全 部 分 配 等 に 由 る 移 転 資 產 等 の 讓 渡 利 益 額 又 は 讓 渡 損 失 額	45			※	
仮 計 ((42)から(45)までの計)	46			外 ※	
連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 の 個 別 帳 属 額 (別 表 七 の 二付 表一「19の計」) + (別 表 七 の 二付 表四「9」若 し く は 「21」又 は 別 表 七 の 二付 表五「10」)	47	△		※	△
仮 計 (46)+(47)	48			外 ※	
新 鉄 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉄 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別 表 十 (三)「43」)	49	△		※	△
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 (三)「10」)	50	△	△		
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 土 稟 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十二(十三)「43の計」)	51	△	△		
開 西 国 際 空 港 用 地 整 備 金 積 立 額 、 中 部 国 際 空 港 整 備 金 積 立 額 又 は 再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 (別 表 十二(十)「15」、別 表 十二(十一)「10」又 は 別 表 十二(十四)「12」)	52	△	△		
残 余 財 產 の 確 定 の 日 の 属 す る 連 結 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 の 損 金 算 入 額	53	△	△		
個 別 所 得 金 額 又 は 個 別 欠 損 金 額	54			外 ※	